

回答様式

契約件名	東北自動車道 みちのく橋床版取替工事
------	--------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	単価項目番号 11 オーバーレイ工 B 設計図 (みちのく橋) 273・278/285	設計図 273/285 の材料表 (オーバーレイ工 B) に「仮設段差修正工」の記載があります。これは設計図 278/285 より、P6 橋脚部の擦り付け部とわかりますが、 ① 既設の擦り付け部の撤去のみと考えればよろしいでしょうか。 ② もしくは、既設の擦り付け部を撤去後、再度新設時も擦り付けを実施すると考えればよろしいでしょうか。その場合、170m ² 分の新設数量はオーバーレイ工数量 : 3,450m ² に含まれると考えてよろしいでしょうか。 ご教示願います。	仮設段差修正工は、1 次施工における P6 橋脚部の伸縮装置の新設に伴い、2 次施工側の既設路面との間に生じる段差を再生密粒合材にて擦り付けるものとし、2 次施工時に、これを撤去処分するものです。 なお、仮設段差修正工の施工に要する費用については、オーバーレイ工 B (t = 4 cm) の単価に含まれます。
2	同 上	設計図 273/285 の材料表 (オーバーレイ工 B) に「仮設段差修正工」の記載があります。「項目」欄に『再生密粒』と記載がありますが、これは既設擦り付け部の A s 合材仕様と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	仮設段差修正工の合材の仕様となります。